

参考3

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年9月12日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、館岩川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
肉	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
肉	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字宇常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台原、原町区馬場字横川、原町区馬場字夷姫、原町区馬場字元原と田城の区域)、川俣町(山木の区域に限る。)、猪苗町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区原町屋敷字横川、原町区馬場字篠原、原町区片上字舟形及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、楢葉村及び飯舘村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町栗原、常葉町山根並びに市内有林福島森林管轄林面積251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班まで)の一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。

力発電所から半径2キロメートル圏内の区域を除く)、南相馬市・福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木本、原町区馬場字五台山、原町区馬場字葉木原、原町区馬場字寅師原、原町区片倉字津字行及原町区大原田和字城並に市内有林磐梯森林管理署2004林班から2007林班まで、2008林班の一部、2009林班から2091林班まで及び2130林班の区域を除く)、福島市(旧福島市)渡利、小金寺及び南向台を除く)、旧平田村、旧庭坂村、旧野田村、旧余会村

林地区から20.8ヘクタールに亘り、208林班の一部。208林班から20.9林班まで、20.9林班から20.9林班までのうち2130林班の区域に限る。)、旧市田村、旧室伏村、旧野田村、旧木下村、旧下川崎村、旧松川村及び旧金谷川村の区域に限る。(、伊達市(旧福島市)滑野、小島、室伏、野田、木下、白木村、旧下川崎村、旧松川村及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧館町)月館(月館館下ノ下、松川原川、川向及び館隈に限る。)及び月館町御代田北、東、西及び新潟ノ内に限る。)、旧掛田町(雲山町野山川に限る。)、旧柱木村(保原町所沢町(明内田久、久保田、田仲内、西郡山、音ノ町、河原田、東深川、西深沢及び田原に限る。)及び保原町柱木村(挾田、平、宮内、前田、稻荷葵、砂子下及ヒガ振根に限る。)に限る。)、旧櫛木村(梁川町大開・寺脇、清水、滑水、松平、久保、棚原、里ヶキ、山口、宝木沢、笠石及び上台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧雲山村、旧手季村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村(洪川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧滋益村、旧木坂村、旧芦沢村、旧石井村、旧新殿村、旧田太村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白羽村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧陸合村の区域に限る。)及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)

※4 アイヌ、アカハリ、アガツナヒラ、イカナゴ(稚魚を除く)、インカレ、ワスマハリ、ワミナコ、エソイソアイヌ、キツネハリル、クロノイ、クロタイ、ケムシカンガ、コビコガスベ、サラマス、サロマス、ヨワサイグ、シロメハル、スケトウダラ、スズキ、ナガサカ、ニベ、ヌマガレイ、パパガレイ、ヒガングフ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メタイガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

\*5 该県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請  
\*6 福島市、二本松市、伊達市、木曾郡、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年9月12日 現在)

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
水産物	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石洞根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綿取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒガングフ	（1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。）
	ヒラメ	追田川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二追川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	マダラ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	コニンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバベル	（2ペ
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	アメリカマツマ(養殖を除く。)
	アメリカナマツマ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくばみらい市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナス(露地栽培)	日光市、那須塩原市
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、益子町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしゅう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	ウグイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小川中(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	クマの肉	全域
その他	茶	渋川市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):平成24年9月12日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):平成24年9月12日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)	H23.11.17～: 福島市（旧小国村の区域に限る。） H23.11.29～: 伊達市（旧小国村及び旧館林町の区域に限る。） H23.12.05～: 福島市（旧福島市の区域に限る。） H23.12.08～: 二本松市（旧川越町の区域に限る。） H23.12.09～: 伊達市（旧佐村町及び旧富成村の区域に限る。） H23.12.19～: 伊達市（旧猪苗田町の区域に限る。） H24.1.4～: 伊達市（旧猪苗村の区域に限る。）	
穀類	福島県広野町、猪苗田町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域を除く。）、田村市（郡路町、船引町道、船引町中山字小塙及び字下平沢、常葉町福田、常葉町山根並びに市内固有林福島林管管轄権2.51林班の一部、2.52林班、2.53林班の一部、2.56林班から2.70林班まで、2.83林班から3.00林班まで及び3.01林班から3.03林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、原町区高倉字七曲、原町区高倉字糸井、原町区高倉字糸木、原町区高倉字糸木不孫、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字御巣吉、原町区大原字和田城、並びに市内固有林福島森林管轄権2.004林班から2.087林班まで、2.088林班の一部、2.089林班から2.091林班まで、2.095林班から2.099林班まで及び2.130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（喜利寺、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧鹿塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松町及び旧金谷川町の区域に限る。）、伊達市（旧日置町（月置町、川向及び朝ノ原に限る。）及び日置町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧勢田町（喜山町、野川に限る。）、旧住沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原町、東葛町、西深堀及び東田に限る。）及び保原町往田（畠田、平、吉ノ内、前田、福荷美、砂子下及び横根に限る。）に限る。）、旧桑木本村（栗川町大間（今船、清水、清水沢、松平、久保、猪塚、里ヶ谷、山口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、栗川町新田村及び栗川町細谷に限る。）、旧石戸村（上保原村、旧豊山村、旧小手村及び旧富野村（栗川町に限る。））、二本松市（旧羽川村（羽川川及び米沢に限る。））、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（岩代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白木村（白沢村）及び旧木村の区域に限る。）、桑折町（旧日大木村及び旧小坂村の区域に限る。）及び見町（旧日大木村及び旧小坂村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）	
米 (平成24年産)	H24.4.5～: 福島県広野町、猪苗田町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域を除く。）、田村市（郡路町、船引町道、船引町中山字小塙及び字下平沢、常葉町福田、常葉町山根並びに市内固有林福島林管管轄権2.51林班の一部、2.52林班、2.53林班の一部、2.56林班から2.70林班まで、2.83林班から3.00林班まで及び3.01林班から3.03林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、原町区高倉字七曲、原町区高倉字糸井、原町区高倉字糸木、原町区高倉字糸木不孫、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字御巣吉、原町区大原字和田城、並びに市内固有林福島森林管轄権2.004林班から2.087林班まで、2.088林班の一部、2.089林班から2.091林班まで、2.095林班から2.099林班まで及び2.130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（喜利寺、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧鹿塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松町及び旧金谷川町の区域に限る。）、伊達市（旧日置町（月置町、川向及び朝ノ原に限る。）及び日置町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧勢田町（喜山町、野川に限る。）、旧住沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原町、東葛町、西深堀及び東田に限る。）及び保原町往田（畠田、平、吉ノ内、前田、福荷美、砂子下及び横根に限る。）に限る。）、旧桑木本村（栗川町大間（今船、清水、清水沢、松平、久保、猪塚、里ヶ谷、山口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、栗川町新田村及び栗川町細谷に限る。）、旧石戸村（上保原村、旧豊山村、旧小手村及び旧富野村（栗川町に限る。））、二本松市（旧羽川村（羽川川及び米沢に限る。））、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（岩代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白木村（白沢村）及び旧木村の区域に限る。）、桑折町（旧日大木村及び旧小坂村の区域に限る。）及び見町（旧日大木村及び旧小坂村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除 全域	
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.8.6～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(勝川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) H23.8.17～: 真野川(支流を含む。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。) H24.3.29～: 太田川(支流を含む。) H24.4.5～: 鶴川(支流に限る。) H24.4.24～: 猿苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし鶴川を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.6.17～: 真野川(支流を含む。) H23.6.27～: 猿苗代湖のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
水産物	ウグイ	H24.3.29～: 猿苗代湖、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(勝川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～: 猿苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし鶴川及びその支流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.5.31～: 福島県内の只見川のうち只見ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)
ウナギ	H24.8.2～: 猿苗代湖のうち阿武隈川(支流を含む。)	
アユ(養殖を除く。)	H23.8.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.4.12～: 鶴川(支流に限る。) H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(勝川との合流点から上流部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～: 館巻川(支流を含む。)	
コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(勝川との合流点から上流の部分に限る。) H24.6.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(勝川との合流点から上流の部分に限る。)並びに只見川(支流を含む。) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
アイナメ		
アカガレイ		
アガハタビラメ		
イカナゴ(稚魚を除く。)		
イシクレイ		
ウスメハラ		
ウミナガコ		
エノバイアナメ		
キツネヌハラメ		
クロクジノシタ		
クロクイ		
クロダイ		
ケムシジンカ		
コモクサベ		
サクラマス		
サラコウ		
シロメハラ		
スクエウラダ		
ススキ		
エビ		
スマガレイ		
ハバガレイ		
ヒガング		
ヒラメ		
ホウボウ		
ホンガレイ		
マダラ		
マガレイ		
マコガレイ		
マコナ		
マダラ		
ミンガレイ		
ムラハイ		
メタガレイ		
ピースガレイ		
キタルサキウニ		
ナガヅカ	H24.7.12～: (最大高潮時海岸線)上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海辺)	
マツカワ		
ホシザメ	H24.7.26～: (最大高潮時海岸線)上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海辺)	
ショウサイフグ	H24.8.23～: (最大高潮時海岸線)上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続的経游水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海辺)	
牛の肉	H23.7.19～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) H23.8.25～: 郡解禁	
イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗田町、葛岡町、大熊町、双葉町、楓江町、新地町、川内村、葛尾村、飯豊村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、磐井町、國営町、川俣町、大玉村 H23.12.2～: 那珂市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鮫石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、塙町、天栄村、五川村、平	
肉	H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、楓町、三春町、小野町、鶴石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、天栄村、五川村、平 H24.7.27～: 金津若松市、多摩市、西会津町、喜多方市、猪苗田町、猪苗代町、金津板下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、村和村、猪苗崎村	
ケマの肉		

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

		出荷制限			
		青森県	岩手県	宮城県	山形県
原乳	—	—	—	—	—
ホウレンソウ	—	—	—	—	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、カブナ、コマツナ等)	—	—	—	—	—
チンゲンサイ、サンチュー	—	—	—	—	—
バセリ	—	—	—	—	—
セリリー	—	—	—	—	—
キノコ類(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
タケノコ	—	H24.5.31～: 一関市、奥州市	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 葉原市	—	—
原木シイタケ(露地栽培)	—	H24.4.19～: 開成高田市、佐田野町 H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.25～: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～: 盛岡市	H24.1.10～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.3.15～: 藤田町 H24.4.5～: 田代町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 葉原市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.25～: 壶水市、東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大和町、喜谷町 H24.5.9～: 色麻町 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大衡村	—	—
野菜	—	—	—	—	—
原木シイタケ(施設栽培)	—	—	—	—	—
原木クリタケ(露地栽培)	—	—	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)	—	—	—	—	—
くさそてつ(こごみ)	—	—	—	H24.4.27～: 大崎市、栗原市 H24.5.2～: 加美町 H24.5.9～: 気仙沼市	—
こしあぶら	—	H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 盛岡市 H24.5.15～: 釜石市 H24.5.19～: 佐田野町	H24.5.7～: 壶水市、栗原市 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町	—	—
さんしょう(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
せり(野生のものに限る。)	—	H24.5.30～: 一関市、奥州市	—	—	—
せんまい	—	H24.5.10～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 佐田野町	H24.5.11～: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～: 大崎市	—	—
たらのめ(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)	—	H24.5.16～: 奥州市、開成高田市	—	—	—
イシガレイ	—	—	—	—	—
クロダイ	—	—	—	H24.6.28～: 宮城県石巻市企賀山頂上から正東の線、我が国技術的経済水城の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県鳥両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企賀山頂上から正東に引いた開拓社塚半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	—
スズキ	—	—	—	H24.4.12～: 宮城県石巻市企賀山頂上から正東の線、我が国技術的経済水城の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県鳥両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企賀山頂上から正東に引いた開拓社塚半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	—
シロメバル	—	—	—	—	—
ニベ	—	—	—	—	—
ヒラメ	—	—	—	H24.5.30～: 宮城県石巻市企賀山頂上から正東の線、我が国技術的経済水城の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県鳥両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企賀山頂上から正東に引いた開拓社塚半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	—
マダラ	青森県東津村灰壁地灯台と北海道開拓市東山岬灯台とを越し石碑、同碑の中心点の正東の線、北端迄え H24.8.27～: りも町掛雲岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森沿岸県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	H24.5.2～: 小笠原諸島の正東の線、小笠原諸島の正東の線、宮城県鳥両県界の正東の線及び宮城県鳥両県界の正東の線の繋び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	H24.5.2～H24.8.30解 マダラ（1尾の重量が1キログラム除: 未知のものに限る。）	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国技術的経済水城の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県鳥両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	—
ヒガンブナ	—	—	—	H24.5.8～: 宮城県石巻市企賀山頂上から正東の線、我が国技術的経済水城の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県鳥両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企賀山頂上から正東に引いた開拓社塚半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	—
コモンカスペ	—	—	—	—	—
アメリカナマズ(養殖を除く。)	—	—	—	—	—
ギンブナ	—	—	—	—	—
ウナギ	—	—	—	—	—

		出荷制限			
		青森県	岩手県	宮城県	山形県
ヤマメ(養殖を除く。)		—	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.4.20～: む。	—
水産物 イワナ(養殖を除く。)	—	H24.5.8～: 鶴井川(支流を含む。)及び妙秩川(支流を含む。)	H24.5.14～: 大迫川の大迫ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋田大堤の上流(支流を含む。)		
			三道川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)及びその支流並びに第14号堤堰の上流を除く。	H24.5.24～: む。ただし、鶴井川及びその支流並びに第14号堤堰の上流を除く。	—
			江吉川のうち鳩子ダムの上流(支流を含む。)及び二級川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)一級川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び基石川のうち猪野ダムの上流(支流を含む。)	H24.5.28～: 流を含む。)及び基石川のうち猪野ダムの上流(支流を含む。)	
ウグイ	—	岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県外の北上川のうち四十里田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入山ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、疊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.5.11～:	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.4.20～: 宮城県内の大川(支流を含む。)		
		H24.5.12～: 気仙川(支流を含む。)	H24.5.18～: 宮城県内の北上川(支流を含む。) H24.5.28～: む。)		
牛の肉 肉 イノシシの肉	—	H23.8.1～: 全域 H23.8.25～一部解除:(県の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)	H23.7.28～: 全域の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。) H23.8.19～一部解除:(県の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)		
		—	H24.5.22～: 角田町、久慈郡、山元町 H24.5.25～: 全域(上記地域を除く。)		
		H24.9.10～: 全域 H24.7.28～: 全域	H24.6.25～: 全域 H24.9.10～: 全域		
その他 茶	—	—	—	—	—

※  の箇所は出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年9月12日現在

	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県
原乳	H23.3.23~4.10解除：全城	—	—	—	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、 カボチャ等)	H23.3.21~4.17解除：全城(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除：北茨城市、高萩市	H23.3.21~4.21解除：郡須崎原市、塙谷町。 H23.3.21~4.27解除：全城	H23.3.21~4.8解除：全城	H23.4.4~4.22解除：旅市、香取市、多古町	—
バセリ	H23.3.23~4.17解除：全城	—	—	H23.4.4~4.22解除：旭市	—
セリリー	—	—	—	H23.4.4~4.22解除：旭市	—
キノコ類(野生のものに限る。)	—	H24.8.2~：日光市、真岡市、那須塩原市、 益子町、那珂川町 H24.8.7~：鹿沼市 H24.8.12~：矢板市 H24.8.17~：太田市	—	—	—
タケノコ	H24.4.8~：南茨城県、小美玉市、つくばみらい市 石岡市、城里町、取手市、守谷市 H24.4.13~：市、茨城町、利根町 H24.4.19~：ひたちなか市、神田村、東茨城町 H24.4.26~：北茨城市、大熊町	H24.4.1~：那須塩原市、那珂川町 H24.4.7~：日光市、大田原市	—	H24.4.5~：市原市、木更津市 H24.4.6~：我孫子市、東町 H24.4.11~：柏市、白井市、八千代市 H24.4.12~：船橋市 H24.4.18~：芝山町 H24.10.11~：蕨原市、紫原市	—
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14~：土浦市、行方市、猿田市、小美玉市 H23.11.10~：茨城町 —	H24.2.15~：那須塩原市、矢板市 H24.4.10~：茨城町、阿見町 H24.4.6~：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~：ひたちなか市、那珂市	—	H23.11.18~：嵐山市 H23.12.22~：佐倉市 H24.2.23~：印西市 H24.4.10~：白井市 H24.4.18~：千葉市、八千代市 H24.5.18~：市川市	—
野菜	—	H24.4.13~：那珂市、壬生町	—	—	—
原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14~：土浦市、鶴ケ島市	H24.2.18~：那須塩原市、矢板市	—	H24.5.18~：山武市	—
原木クリタケ(露地栽培)	—	H24.4.10~：茨城町 H23.11.14~：大田原市、那須塩原市 H23.11.18~：大田原市、那須塩原市 H23.11.14~：利府市、佐野市、さくら市、那珂島市、上三川町、茂木町、芳賀町、高根沢町	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)	—	H23.11.14~：大田原市、日光市	—	—	—
(<さぞてつこごみ)	—	H24.5.1~：大田原市、那須塩原市 H24.5.2~：那須塩原市(野生のものに限る。)	—	—	—
こしあぶら	H24.5.2~：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10~：常陸大宮市(野生のものに限る。)	H24.5.1~：大田原市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.2~：那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.7~：利府市、日光市、佐野市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15~：さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1~：利府市、日光市 H24.5.14~：那須塩原市(野生のものに限る。)	—	—	—
さんしょう(野生のものに限る。)	—	H24.5.1~：那須塩原市 H24.5.14~：那須塩原市 H24.5.18~：大田原市	—	—	—
せり(野生のものに限る。)	—	H24.5.7~：日光市、那須塩原市(野生のものに限る。)	—	—	—
ぜんまい	—	H24.4.27~：大田原市、矢板市	—	—	—
たらのめ(野生のものに限る。)	—	H24.5.1~：那須町 H24.5.2~：市原町	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)	—	H24.5.17~：大田原市、那須町	—	—	—
イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正の線、我が国接続的経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.7.5~：水城の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
クロダイ	—	—	—	—	—
スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正の線、我が国接続的経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.4.17~：水城の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正の線、我が国接続的経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.4.13~：水城の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
ニベ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正の線、我が国接続的経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.4.17~：水城の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正の線、我が国接続的経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.4.17~：北緯36度38分の線、我が国接続的経 済水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
水産物	—	H24.4.17~H24.8.30解 除：上水城干葉県界の正の線及び茨 城県最大高潮時海岸線で囲まれた水 域	—	—	—
マダラ	—	—	—	—	—
ヒガンフグ	—	—	—	—	—
コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正の線、我が国接続的経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.8.1~：水城の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉両県界の正の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17~：北緯36度38分の線、我が国接続的経 済水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉県界の正の線及び茨 城県最大高潮時海岸線で囲まれた水 域	H24.4.17~：北緯36度38分の線、我が国接続的経 済水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉県界の正の線及び茨 城県最大高潮時海岸線で囲まれた水 域	—	—	—
ギンブナ	H24.4.17~：北緯36度38分の線、我が国接 続的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉県界の正の線及び茨 城県最大高潮時海岸線で囲まれた水 域	H24.4.17~：北緯36度38分の線、我が国接 続的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉県界の正の線及び茨 城県最大高潮時海岸線で囲まれた水 域	—	—	手賀沼及び手賀泊に流入 する河川(支流を含む)、 手賀川(支流を含む)。
ウナギ	H24.5.7~：北緯36度38分の線、我が国接 続的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉県界の正の線及び茨 城県最大高潮時海岸線で囲まれた水 域	H24.5.7~：北緯36度38分の線、我が国接 続的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸 線上茨城千葉県界の正の線及び茨 城県最大高潮時海岸線で囲まれた水 域	—	—	—

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年9月12日現在

	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県
ヤマメ(養殖を除く。)	—	H24.8.10～：群馬県内の荒川・利根川のうち日光市 足尾町内の区間（支流を含む。）  H24.9.10～：永野川（支流を含む。）	H24.4.27～： 群馬県のうち鳥居川 から東京電力水株式会 社佐久発電所至利根川 取水施設までの区間 (支流を含む。)、 利根川（支流を含 む。）、小川川（支 流を含む。）及び桃 ノ木川（支流を含 む。）	—	—
水産物 イワナ(養殖を除く。)	—	H24.8.20～：栃木県内の荒川・利根川のうち日光市 足尾町内の区間（支流を含む。）	H24.8.8～： 群馬県のうち岸田川 から東京電力水株式会 社佐久発電所至利根川 取水施設までの区間 (支流を含む。)、 利根川（支流を含 む。）及び利根川のう ち川田浦の上流（支 流を含む。）	—	—
ウグイ	—	H24.8.7～： 大井川（支流を含む。ただし、東 邦川及びその支流を除く。）、武 蔵川（支流を含む。）及び栃木県 内の那珂川のうち武蔵川との合流 点の上流（支流を含む。ただし、 堆原ダムの上流及びその支流を除 く。）(稚稚を除く。)  H24.8.30～：荒井川（支流を含む。）(稚稚を 除く。)	—	—	—
牛の肉	—	H23.8.2～：金城 H23.8.25～：前解説：(県の定める出荷・検査方針に基づき 生産される牛の肉除く。)	—	—	—
肉 イノシシの肉	H23.12.2～：金城 H23.12.2～：金城 H23.12.25～：前解説：(県の定める出荷・検査方針に基づき 生産されるイノシシの肉を除く。)	H23.12.2～：金城 H23.12.25～：前解説：(県の定める出荷・検査方針に基づ き生産されるイノシシの肉を除く。)	—	—	—
クマの肉	—	H23.12.2～：金城	H24.9.10～：金城	—	—
シカの肉	—	H23.8.2～：金城	—	—	—
茶	H23.8.2～：以下の地域以外 H23.8.2～：鹿沼市・大田原市 H23.8.2～：勝沼市・大田原市 H23.8.2～：坂東市、八千代町、 H23.8.2～H24.1解説：古河市、常総市、坂東市、八千代町、 H23.8.2～H24.6解説：栃木市 H23.8.2～H24.9解説：大子町 H23.8.2～H24.5解説：常陸太田市、常陸大宮市 H23.8.2～H24.5解説：石岡市、那珂市、城里町 H23.8.2～H24.6解説：銚田市 H23.8.2～H24.7解説：水戸市 H23.8.2～H24.7解説：高萩市 H23.8.2～H24.5解説：日立市	H23.8.30～：勝沼市 H23.8.30～H24.5.28解 説：栃木市 H23.8.30～H24.5.28解 説：埼玉市 H23.6.2～H24.5.21解 説：勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解 説：八街市 H23.6.2～H24.5.26解 説：野田市、富里市、山武市 H23.6.27～10.26解説：相模原市 除、中野町 H23.6.2～11.1解説：小田原市 H23.6.2～11.10解説：真鶴町	H23.8.2～：霞ヶ浦市 H23.6.2～9.7解説：大網白里町 H23.6.2～8.29解説：南足柄市 H23.6.2～9.12解説：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解説：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解説：相模原市 除、中野町 H23.6.27～10.26解説：中野町 H23.6.2～11.1解説：小田原市 H23.6.2～11.10解説：真鶴町	H23.8.2～：湯河原町	

\* [REDACTED] の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年9月12日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		<b>H23.4.13～：飯館村</b>
キノコ類(野生のものに限る。)		<b>H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</b>
		<b>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</b>
		<b>H23.9.20～：南相馬市</b>
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	<b>H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</b>
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		<b>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象